

令和3年第2回伊仙町議会臨時会

第 1 日

令和3年3月29日

令和3年第2回伊仙町議会臨時会議事日程（第1号）

令和3年3月29日（月曜日） 午前10時00分 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 同意第2号 教育委員の選任（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第4 議案第21号 訴えの提起（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

○日程第5 議案第22号 伊仙町長の給与の特例に関する条例の制定（提案理由説明～補足説明～質疑～動議～討論～採決）

○日程第6 議案第23号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）（提案理由説明～補足説明～質疑～討論～採決）

1. 出席議員（14名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	杉山 肇 君	2番	牧本 和英 君
3番	西 彦 二 君	4番	佐田 元 君
5番	清 平 二 君	6番	岡林 剛也 君
7番	牧 徳久 君	8番	上木 千恵造 君
9番	永田 誠 君	10番	福留 達也 君
11番	前 徹志 君	12番	明石 秀雄 君
13番	樺山 一 君	14番	美島 盛秀 君

1. 欠席議員（0名）

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 稲田 良和 君 事務局書記 元原 克也 君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町 長	大久保 明 君	総務課長	久保 等 君
未来創生課長	名古 健二 君	くらし支援課長	稲田 大輝 君
子育て支援課長	稲泉 喜博 君	地域福祉課長	大山 拳 君
経済課長	仲島 正敏 君	建設課長	福島 隆也 君
耕地課長	穂 浩一 君	きゅらまち観光課長	幸 孝一 君
水道課長	徳永 正大 君	農委事務局長	豊島 克仁 君
教育 長	大山 惣二郎 君	教委総務課長	上木 正人 君
社会教育課長	伊藤 晋吾 君	学校給食センター所長	松田 博樹 君
健康増進課長	澤 佐和子 君	選挙管理委員会書記長	重村 浩次 君
総務課長補佐	寶永 英樹 君		

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（福留達也君）

ただいまから、令和3年第2回伊仙町議会臨時会を開会します。
これから、本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（福留達也君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、牧 徳久君、上木千恵造君、予備署名議員を永田 誠君、前 徹志君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（福留達也君）

日程第2 会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日3月29日の1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日3月29日の1日間と決定いたしました。

△ 日程第3 同意第2号 教育委員の選任

○議長（福留達也君）

日程第3 同意第2号、教育委員の選任についてを議題といたします。
提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

本日の臨時議会に当たりまして、まず冒頭町民の方々におわびを申し上げたいと思います。

まず、きゅらまち観光課における侵入及び窃盗事件並びに伊仙町糖業振興会不正経理に関しまして、町民の方々、また、出身者の方々に大変なご迷惑をおかけいたしました。心よりおわび申し上げます。

それでは、提案理由の説明をいたします。

令和3年第2回伊仙町議会に提案いたしました同意第2号について、提案理由の説明をいたします。

同意第2号は、伊仙町教育委員の選任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条

第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（福留達也君）

同意第2号について、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（久保 等君）

同意第2号について補足説明いたします。

教育委員の選任、住所、伊仙町大字崎原816番地3、氏名、伊田正則。生年月日、昭和34年4月18日。

以上、議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

同意第2号について質疑を行います。

○13番（樺山 一君）

この教育委員の任期を教えてくださいと思います。

○教委総務課長（上木正人君）

ただいまの樺山議員のご質問にお答えいたします。

本日、同意が頂ければ、令和7年3月28日までの任期でございます。

○13番（樺山 一君）

教育委員、教育長、任期途中の辞任が多々見受けられます。教育委員に関しては、今現在欠員になっている2名とも、私は任期途中の辞任による空席だと思いますが、こういうのを見受けると、何か人事の適正性が疑われるような気がします。

我々議員も人事案件に関しては、やはり議決には見えないプレッシャーがあります。その中で我々も議決をしているわけですが、賛成、反対ですね。

そのように選任された教育委員が、任期途中でずっと辞任されている。選任者の立場の町長にお願いしておきます。同意が得られれば、やはり任期まで職務を全うさせていただきたいというのをお願いして、私の質疑を終わります。

○町長（大久保明君）

ただいま樺山議員の話したとおり、所々の事情がありまして任期途中で教育委員の方の辞表提出がございました。何人かは理由を申し上げましたけれども、健康上の問題、家庭の問題等があったことも事実でございます。

今後、任期途中で辞めることなく、そして、新しいこのタブレットとか、そういうIT教育の時代にもなります。そういった時代を見つめながら、また、この伊仙町の伝統文化を重要視した教育が全うできるように、今後とも任期を全うしていけるように私自身もそのように考えておりますので、そういうことのないよう各教育委員としっかりと信頼関係を築きながら、協議をしながらやっていきたいと思っております。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

教育委員の選任についてお尋ねをいたします。

ただいま樺山議員のほうからもありましたけれども、今、教育委員が2人欠員だと思います。今日1人の方が提案されましたけれども、あと1人の提案は見送られておりますけれども、その理由についてお尋ねをいたします。

町長が、人事案件だから町長。

○町長（大久保明君）

その質問は、前日も頂いております。教育委員が、例えば、今、県の方針といたしまして、保護者の代表の方が1人、女性の方が1人というふうなことは指導を受けております。

そういった中で、現在3名という形で、しかも今、その保護者の代表、女性の代表の方は、教員の経歴のない方でありますので、何としても教育委員に、教育関係者を増やしていきたいということで今回は1人の推薦をいたしたところでありますので、美島議員がおっしゃるとおり、これは、5名体制でいくほうが非常に様々な意見を繰り入れながら、新しい時代の教育をつくり出していくためにおいても、多様な人材が必要だとは考えております。

○14番（美島盛秀君）

2名の教育委員が欠員で約1年8か月、2年近く続いていると思います。私は、こういう人事案件等、他町村と見て比較するんですけども、他町村で教育委員が空白になっているところ聞いたことがないです。どこの市町村においても、任期が来る前に選任をして議会の同意を得ている。これが普通の町政の在り方で、また、町長の持つ人事案件の専権事項だと私は思っております。

それをいとも何か自分なりの考えで選任をしない、適任者がいない。責任逃れを続けてきた。先ほども任期についてありましたけれども、教育長の任期は3年と私は聞いております。

お尋ねします。

今回の人事案件で次の1年半後には教育長ですよと言われたという話を聞いております。としますと、今の大山教育長は、あと1年半で、3年あるべき任期が1年半で終わるということになるわけなんですけど、どうですか、町長。そういうことがあったのかどうか。

○町長（大久保明君）

様々な考え方、意見があると思います。

私がこの教育委員5名という中で、3名やってきたという形の中で、それ私自身も各教育委員に対していろいろ交流とか、その深い教育に対する考え方、そして、理念等議論して行って、町の教育をこうしていきたいということの議論が足りなかったような気はいたしております。

そういうことで、今、大山教育長とも協議をしながら、この教育委員会の在り方、そして、伊仙町教育のレベルが、いかに上がっていくかということが重要であるし、そのことが小規模校の存続

から、そして、各種子供たちが小規模校同士の交流をしながら、いろんなスポーツ大会などで町の子供たちが生き生きと活躍しているのを見れば、よく3人の教育委員でここまで教育レベルを上げてきているなという気は確かにしておりますので、これは、私が恣意的に教育委員というものを、あえて言えばコントロールしているような考えがあるかもしれませんが、決してそうじゃなくて、この町の教育レベルがいかに上がっていくかと。

今回4人体制にすれば、それは今回の教育委員の方は、IT教育など非常に精通した方でありますので、この人が加わって、4人体制で新しい仕組みの中の教育をしっかりとやっていけると、大きな希望を持っております。

○14番（美島盛秀君）

町長がおっしゃられたことは、町長の個人の考えであると思います。確かに3名の教育委員で、しっかりとやっているかもしれませんが、やっているでしょう。レベルも上がっていると私も思います。そういう優秀な教育委員を町長は選任したわけでありますから。

しかし、この2年近く2人も不在であったと。私は、この2人がそろって、教育長を含めて5人が力を合わせてやれば、町長が今レベルが上がったと言っていますけれども、それ以上にどこの町村にも負けない教育レベルは上がっていたのではないかと思います。

1人で考えるよりも2人、2人で考えるよりも3人、3人で考えるよりも5人、これで伊仙町の教育関係はレベルが上がると、上がっていたと私は思います。

そういうような個人的な感情、あるいはいろんなこと等を引き合いにして、人事案に関わるのは私はいかななものかなと思います。今後、そういうことがないように5人の教育委員がそろって選任されて、力を合わせてどこの町村にも負けないような教育レベルを整備していただきたいと思います。

終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございますか。

○町長（大久保明君）

まさに美島議員の長い議員生活の中での強い思いだと解釈いたしました。

今、話して指摘を受けたとおり、さらに伊仙町の教育が堂々たる成績を残していけるように努力をしてまいります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、同意第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第2号、教育委員の選任について採決します。この採決は、無記名投票によって行います。

議場の出入口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（福留達也君）

ただいまの出席議員は議長を除き13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条2項の規定によって、立会人に永田 誠君、前 徹志君を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（福留達也君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

配付漏れなしと認めます。

念のため申し上げます。本件に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

次に、投票箱の点検を行います。

異状ありませんか。

[投票箱点検]

○議長（福留達也君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長点呼・議員投票]

1 番	杉山	肇議員	2 番	牧本	和英議員
3 番	西	彦二議員	4 番	佐田	元議員
5 番	清	平二議員	6 番	岡林	剛也議員
7 番	牧	徳久議員	8 番	上木千恵造議員	
9 番	永田	誠議員	1 1 番	前	徹志議員
1 2 番	明石	秀雄議員	1 3 番	樺山	一議員

○議長（福留達也君）

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これから開票を行います。永田 誠君、前 徹志君、開票の立会いをお願いいたします。

[開票]

○議長（福留達也君）

投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成13票、反対ゼロ票、以上のとおりです。

賛成が多数です。したがって、同意第2号、教育委員の選任は、同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

△ 日程第4 議案第21号 訴えの提起

○議長（福留達也君）

日程第4 議案第21号、訴えの提起についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第21号は、伊仙町糖業振興会不正経理に関わる訴え対応を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第21号について補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（仲島正敏君）

議案第21号について補足説明を行います。

訴訟の相手方、被告となるべきもの、伊仙町糖業振興会事務局員並びに連帯保証人。

提訴の趣旨、1、被告らは、連帯して原告に対し609万4,829円及び、うち412万7,252円に対する令和3年2月27日から支払済みまで年16.6%の割合による金員、うち196万7,577円に対する訴状到着から支払済みまで、年3分の割合による金員を支払え。2、被告は、原告に対し531万4,187円及

び、これに対する訴状到達から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え、3、訴訟費用は、被告の負担とする。との判決並びに仮執行の宣言を求めるものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第21号について質疑を行います。

○13番（樺山 一君）

議案第21号、訴えの提起について質疑を行います。

まず、なぜ伊仙町長、大久保 明で提訴しなければならないのか。糖業振興会会長、大久保 明で提訴するべきだと私は思いますけど、なぜでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

糖業振興会が、法人格を有していないということで、伊仙町のほうが糖業振興会の債権を譲渡していただいて訴訟に至った次第でございます。

○13番（樺山 一君）

法人格を有していないから訴えができない。その根拠は、どういう根拠で、そうですか。訴えができないんですか。誰でも訴えを私することはできると思いますよ。原告適格を認めてもらえば、裁判は誰でもできる。

クロウサギ裁判というのもありましたよ、以前。クロウサギでも訴えられるのに、何で伊仙町糖業振興会が訴えられないの。それを説明していただきたいと思います。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時20分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

すみませんでした。

まず、伊仙町糖業振興会におきまして、商業登録がなされていないということ等により、権利能力なく社団として認めなければ、訴訟ができないということと、一番は、今回の着服横領行為により伊仙町のさとうきび農家、大変な迷惑を受け、今後、国庫補助事業等を受けることができないおそれがございますので、伊仙町が糖業振興会と伊仙町部会の損害を補填せざるを得ない状況が予想されますから、そういうことを農家の多大な迷惑をかけないために債権をそれぞれ原告に対して譲渡をして裁判をするということで今回の訴えの提起を起こしている次第でございます。

○13番（樺山 一君）

その事務局職員の起こしたその使途不明金ですかね。その使途不明金を立て替える力がない。そして、裁判する金がない。だから、その裁判を町に代理でしていただくと。それで債権を町に譲渡する。これ債権譲渡を町にするわけですが、この債権譲渡、譲渡する場合、この被告人、その方に通知、また、承諾等ももらっていますか。

そして、なぜ、金がなければ、町に頼るのか。例えば、糖業振興会のメンバー、J A、そして伊仙町、それから、南西糖業あるわけですので、そこで、借り入れでもして、賠償できないのか、その補填できないのか、伺います。

○経済課長（仲島正敏君）

まず、その相手に対しましては、伊仙町に債権を譲渡した旨の通知書のほうを送付をいたしております。

また、関係団体で借り入れでもということでございますけれども、今、年度末近づいている中でございますので、それよりは、まずはやはり先ほどから申し上げますとおり、農家に迷惑をかけたためにも速やかに、この件をまずは町のほうから繰り入れをしていただいて完結をしたいという思いで、この提訴をする次第でございます。

○13番（樺山 一君）

私は、やる気があれば、農協さんもいるし、すぐ金は借りれると思いますよ。

それと、取れるか取れないか分からない金を町に債権譲渡して町民に迷惑をかける。それ私かなものかなと思いますよ。

伊仙町民は、さとうきび農家だけじゃないですよ。他にさとうきびと関係なく生活している、税金を払っている町民もたくさんいますよ。こんな取れるか取れない不良債権を町民に押しつけられて黙っていますか。

例えば、経済課長、この債権、あなただったらどうしますか、もらいますか。教えてください。

○町長（大久保明君）

今、経済課長が、債権の譲渡ということから、これはできない話でありますので、今、説明があったように、年度末の非常に厳しい状況の中であります。

そして、この前糖業振興会の中で農協の代表も来ていらっしゃいました。そういった中で、この美島議員も委員として出席していた中で、町としては、今課長が述べたような形で補填をしていくということを決めたわけでありまして。

今後、今、その方は、刑事事件に自ら自首してやっています。そういうことと、町のほうからまた告発するという形でやっていく中で、この払えないということは断言できないと思います。その差し押さえ等、そういうことも含めて土地家屋などもあるわけですから、そういうこともまた今後、弁護士などと相談しながらやっていくことになると思いますので、もちろんこの糖業振興会の組織のメンバーの方々、南西糖業でありますけれども、J Aとも深く関わっているわけでありまして、

そのことは現時点で交渉する時間がほとんどないという形で、ある中での決定であるわけですから、議員のおっしゃることも、これが返還できなかつたら、町民全体の損失になるわけであります。もちろんその直近の課題は、農家の方々にいかに損益を、損失を与えないかということをも最優先していくわけでありますので、まず、これを解決して、その後また、ある意味ではJA、そして、農家の代表、そして、南西糖業も含めた今後の議論ということは、今後ともその議論の可能性余地はあると思いますので、そういうことも含めて、今回、今日、提案していただいたことは、いろいろ議論、そして、あると思います。

これを機会に、やはりこの組織そのものが、ある意味形骸化していた中での事件が出る、そういう緩みがあったことを深く反省して組織を見直していくと、農協、南西糖業含めて、今回のことをしっかりと猛省して、新しい形を作り上げていくことが必要であると今感じています。

○13番（樺山 一君）

差し押さえしてでも取ると。私取れないと思いますよ。18年前平成18年ですかね、18年、17年その辺、堆肥センター、刑事告発をしないで、やはりその使い込んだお金を回収するのを優先にして、それ取れていないんじゃない。その堆肥センターのその使い込んだ分、集金、私できていないと思いますよ。また、その二の舞になると私は思いますよ。

そして、最後に1点だけ聞いておきます。

これ刑事告発はしますか。する場合は、どこでしますか。伊仙町長で刑事告発しますか。それとも、糖業振興会で刑事告発しますか。

○総務課長（久保 等君）

樺山議員の質問にお答えします。

先ほどから質問のあるとおり、いろいろな分野で考えていかなければならない点が多々ありますので、また今後、専門家、弁護士等と相談をして、速やかに処理ができるよう全力を尽くしてまいりたいと思います。

また、この町の考え等もそこで明らかにしていかないと、また、いけないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○13番（樺山 一君）

私は質疑をして、全然今理解していないんですけど、これで私の質疑を終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ありますか。

○14番（美島盛秀君）

ただいまの質疑に関連して、私も質疑をいたします。

徳之島伊仙町糖業振興会の上部に徳之島さとうきび対策本部があると思います。そのさとうきび対策本部の会長は、今、大久保町長と思いますが、どうでしょうか。

○経済課長（仲島正敏君）

この組織は、徳之島3町持ち回りで、今輪番で伊仙町のほうに事務局のほうが参ってきておりますので、伊仙町長がその任に当たると思います。

○14番（美島盛秀君）

3月の24日、伊仙町の糖業振興会の役員会があったわけなんですけれども、その中で冒頭町長が、「不祥事が起きています、申し訳ない」というおわびをしたところで、その中で、監査の件についてお尋ねをしましたが、監査委員が2人、南西糖業とJAとくのしま、あまみ、それから、南西糖業が監事になっておまして、その監事、役員が変わっておりました。

この糖業振興会は、その年度の8月1日から翌年の7月30日までが、糖業振興会の任期だと、規則にあります。

そういう中で、国の国庫補助事業、これは、この糖業徳之島さとうきび対策本部に国の補助金は振り込みがあると。それを伊仙町が3町のそれぞれの分に配当をすると。その中で伊仙町の分が、また伊仙町の補助事業として取り扱われるわけなんですけど、その部分については、問題がなかった。

ところが、伊仙町のさとうきび振興会にいろいろ、さとうきびには関係ないと。その分と切り離れた報告があったわけなんですけれども、そういう上部団体といましようか、さとうきび対策本部が、そういう補助金等の受皿になっている。それをしっかりと町長が会長が認識をして、そして、部下である事務局を担当する経済課長に指示をして、上から縦割りのそういう行政指揮監督をしっかりとやっておれば、私はこういうような使途不明金等不祥事はなかったと考えますけれども、そのさとうきび対策本部の会合、行ってありますか。お尋ねします。

○町長（大久保明君）

これは、年1回行っております。今回、今年から伊仙町ということで、私が会長ということでやっております。

○経済課長（仲島正敏君）

生産対策本部の定例会というのは、各関係団体の課長、担当者を交えての会は、毎月開催されております。

○14番（美島盛秀君）

このような国庫補助事業を扱う団体、そして、そこから国の補助金を配分してもらう伊仙町糖業振興会と。このさっきも言いました8月から7月が事業年度ですけれども、その事業年度、7月いっぱい令和元年度の事業の収支決算、報告、そして、8月に総会で報告をしなければならないと規約にうたわれております。

それを、つい24日の議会報告にあった、その夕方でした。さとうきび振興会の役員会を開いた。その中で監査報告が3月23日付で監査をしたということなんですけれども、全くそういう伊仙町さとうきび振興会の機能さえ働いていない、私は、そう考えます。その中で、きちんとした中でやら

ない中で使途不明金が出て、これを町が債権譲渡して、また、さらにまた裁判まで起こす。本当に本末転倒と言うしかない。どうでしょうか、町長。

7月の時点で、去年の7月の時点で、決算を指示して8月に総会、コロナでできなかったかもしれません。しかし、文書はできて、文書での総会はできたはずですが、それが、つい3月になって、半年遅れでやっている。全くそういう組織的、そういう外郭団体の機能を果たしていない。これは、私は会長である大久保町長の責任、また以下、事務局の責任だと考えるんですけども、その件についてお尋ねをいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいま美島議員のおっしゃっていますとおりに、8月に本来であれば総会を開かないとならないということで、担当のほうからも事務局に対しまして、再三総会の準備をするようにという指示は出してございました。私のほうからも出しております。

そういう中で、休みがちになり、ついに出勤をしなくなったということで、その書類が整理ができずに総会が遅くなったことを、おわびを申し上げたいと思っております。

今後につきましては、先ほども町長からありましたとおりに、改めるべき点をしっかりと直していきながら、もっと透明な形で多くの人たちに理解ができるような形に改革をしてまいりたいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

おわびで申し訳なかったで済まされる問題ではないと、私は考えます。

例えば、この補助金が受けられなかった。去年は3分の2の補助率でした。春植とか、夏植。今年は、ここに資料もありますけども、3分の1です。しかも、肥料の数、BB400、これも一番高い肥料。だから、農家さんの手出しする金も高くなります。だから、買う人が少ない。あるいは、薬剤1つ。もちろん堆肥もありますけれども、非常に農家は、こういう補助率が少ないために、自分たちの農業振興ができないと。

今年、見積りよりも1万t以上、昨日の新聞に載っていました。上方修正してあります。18万t超す見込みです。そういう補助事業があったからこそ、農業振興ができたわけなんです。

そういうところにも私は影響して、補助率が3分の1と今年はなったのではないかなと思うんですけども、そういうときになぜ一般財源でも、農家を手助けしようと。先ほどもありましたけれども、農業振興のために農家を手助けしようとしない。かえって3分の1に落として、農家を苦しめている。そうとしか思えない。

この伊仙町は、農業でしか成り立たない町なんです。私は25年間議員をしておりますけれども、25年間それはずっと言ってきました。なぜそういう判断ができないのか。

他の過疎債や、返済にどんどん公共工事を組んだり、住宅の建設費や庁舎の建設費などを組みながら、農家が直接所得を得られるような予算には気づかないのか、私は今の町長のおごりと。また、町長の権力といいましょうか。町長に、この間一般質問で言いましたけれども、もうちょっと

と考えていただきたいと思います。この補助率の件、どう思いますか。ちょっとお尋ねいたします。

○経済課長（仲島正敏君）

議員がおっしゃるとおり、今年度の補助率は、確かに例年に比べれば低かったんではございますけれども、額自体が例年に比べてまた少ないということもありまして、というのと、また、肥料を高いという話ですけれども、こちらのほうは今世間で言われていますように、農家の労働力の軽減ということで、1回肥料をまくと、それで収穫のほうまで追肥が要らないということで、この肥料を選んだ経緯がございます。

こちら、ちゃんと糖業部会の中で何度も検討を重ねた中で、このメニューに伊仙町が決めたことでございますので、その点につきましては、ご理解をさせていただきたいと思います。

また、今年度に関しましては、いろいろありますけれども、ハーベスタの収穫に対しましての助成であったり、コロナ対策とかいうことであったりとか、そういう中で、予算のほうは計上させていただいておりますし、また次年度の、3年度に関しましても、引き続きさとうきびの振興策として、また新たに3,000万強の予算を計上いたしておるところでございます。

○議長（福留達也君）

農業政策的な話で、十分聞きたいところでありましてけれども、訴えの提起のところになるべく絞って聞いていただきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

今の答弁、理解はできますよ。しかし、この補助率を見て、あるいは除草剤等の種類を見て、非常に少ない。恐らく来年は生産量が落ちてくるでしょう。恐らく畑は除草剤の補助がなかったら、買って除草剤をまく人が少ないでしょう。除草剤なんか一つも入っていないですよ。

こういうこと、しょっちゅう言っていることなから。質問や質疑、議会の中で言われていること、それを忠実に受け止めて、畑回りをしなさいと、歩いてきなさいと、私はよく言います。これは私の、あるいは農家の切実な気持ちでありますので、ぜひ今後、そういうことに気をつけていただきたいと思います。

終わります。

○議長（福留達也君）

他に質疑ありますか。

しばらく休憩します。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他に質疑ございませんか。

○5番（清 平二君）

今、訴えの議案第21号、訴えの提起について質問いたします。

延滞利息が14.6%という非常に高い利率でかけていますけども、今現在、各課で延滞利率をかけているのは何%ずつでしょうか、お尋ねします。各課にお尋ねします。

○議長（福留達也君）

ちょっと待ってくださいよ。これの件ですか。（「この関連があるから」と呼ぶ者あり）全然それは違うと思いますよ。各課まで、このことについて聞いてください。

○5番（清 平二君）

年9.1%とか5%とかある課がありますけども、この14.6%の利率、総トータルかけて、原資も取れないのに、これでかけて延滞利息をかけて、原資を返せると思いませんか。

○議長（福留達也君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時03分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○経済課長（仲島正敏君）

細かい内容につきましては、これ裁判を起こすことではございますので、お答えはできません。すみません。この件につきましては、細かい内容につきましては、今後、裁判を起こすということではございますので、答えられません。

○5番（清 平二君）

細かいことについて裁判を起こすということでは答えられないということですけども、3月24日に伊仙町糖業振興会総会というのをやっております。

この中で監査の指摘事項ありますけども、しかし、この決算書の中では、1,400万というのが出てきていないんですけども、これは糖業振興会の金がなくなったのか、あるいは、令和元年度さとうきび増産推進緊急支援事業、または令和元年度増産基金（ツマジロ）事業の収支決算とかありますけども、この1,400万のどの決算書からなくなっているのか。これには全然1,400万というのが出てきているように、私には見えないんですけども。

○経済課長（仲島正敏君）

こちらにつきましては、前々からの積み重ねということで、今回のこの総会の資料には表れておりません。

○5番（清 平二君）

総会の資料には、これは決算書は、じゃあ1,400万とは全然関係ないですか、これは。

○経済課長（仲島正敏君）

監査報告にもあるとおりに、使途不明部分以外に関しての各書類については整理をされており、経理は適切に執行されているということを認めるとありますとおりに、また、使途不明金の存在を確認したということでございますので、その使途不明金以外の分については、この監査は適切に執行されているという監査報告でございました。

○5番（清 平二君）

ということは、何ですか、国の補助金が対策本部の金が返納できないからということですが、対策本部から出ているこれは、糖業振興会、これにきているのじゃなくて、別に来ているんですか、決算書は。

○議長（福留達也君）

もう一回いいですか。

○5番（清 平二君）

対策本部のお金が返納ができないからということですが、この決算書を見る限りにおいては、できるとなっていますので、何で国庫補助金、国・県のこれが、この収支決算書ではできるのに、今から町が補填してやったら、どこに補填するのかが分からない。説明できなかつたら、そのとおりなら、そのとおりということで教えてください。どういうことなのか。

○議長（福留達也君）

ちょっとしばらく休憩します。

休憩 午後 1時07分

再開 午後 1時09分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（清 平二君）

じゃあ今、令和2年度の足りないから、それを補填するということですか。

○経済課長（仲島正敏君）

補填に関しましては、また、後もって補正予算のほうで出てくることに関して、補填をしていたきたいということで、そのようなことでございます。

○5番（清 平二君）

糖業振興会の令和2年度の今からの執行は、2年8月から3年の7月末での決算くくってやるわけですので、何で3月31日で締切りとかいうのは、まだ7月まで余裕がある、余裕があるんじゃないですか。

○経済課長（仲島正敏君）

糖業振興会の予算は8月から7月ですけれども、こちら国庫事業でございますので、4月から3月

ということで、3月末までに支払いをしないといけないということでございます。

○5番（清 平二君）

国庫事業、これに令和元年度としてありますけども、さとうきび増産対策推進事業とか、（ツマジロ）事業収支とかありますけども、国の補助金の規約とかそれもないし、分からないけども、やはりこのように1,400万も多額のお金を一臨時職員が使っているということは、使途不明金ということをしてあるのは、やはり経済課の中での非常にずさんな金の運営をしていたということによろしいですか。

○経済課長（仲島正敏君）

職員は日々業務に励んでおります。担当の課長といたしましては、職員がそのようなことはやってはいないという性善説に基づいて、日々業務をこなしております。

しかし、このようなことがあったということは、やはり経済課というよりは、私の監督不足であったのではないかと考えております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（福留達也君）

他に質疑ありませんか。

○6番（岡林剛也君）

議案第21号、訴えの提起について質疑をいたします。

今から訴えをするわけですけども、賠償額の判決と差額がもし出た場合、その差額分は保証人を取っているということで、そこからも徴収すると思いますけども、そういう財産調査とかは行われているのか。

また、事務局長及び事務局員は、会長である町長が任命権者となっているんですけども、誰がどう責任を取るか。ちなみに、きゅらまち観光課においては、同課職員間で補填し、済ませたようですけども、糖業振興会の会長及び前事務局長は、前例に倣って補填する考えはないのか、お伺いいたします。

○総務課長（久保 等君）

最初の質問の財産調査については、ある程度その調査はしてございますが、あと、どういった判決で、その後ということに関しましては、裁判の結果を見守らないと、どのような結果が出るか分からないときに、また前もってどうしますということができませんので、また、この法の判決に従って対応してまいりたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

その時々、判決が出たら、その後はその後で考えるということによろしいんですか。

○総務課長（久保 等君）

後で考えるというよりも、それを管理する上で、やっぱり不適切であったということも鑑みまして、対応はしてまいりますが、その詳細なことについては、また裁判の結果を見守って対応したいと考えております。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第21号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第21号、訴えの提起を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立少数です。したがって、議案第21号、訴えの提起は否決することに決定いたしました。

△ 日程第5 議案第22号 伊仙町長の給与の特例に関する条例の制定

○議長（福留達也君）

日程第5 議案第22号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第22号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の制定について、提案理由の説明いたします。

先ほど申し上げたとおり、今回、きゅらまち観光課、経済課において、不祥事が生じました。このことに関しまして、私はもちろん全職員が猛省し、襟を正して綱紀肅正に努めてまいります。町長として、その責任の重大さに鑑み、給料4か月を10分の1減額する条例を提案させていただきます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第22号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

議案第22号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の制定について、補足説明をいたします。

本条例は、町長の給料月額を4か月間、10分の1ずつ減額するため、特例条例を制定するものでございます。

条例の内容としましては、令和3年4月1日から同年7月31日までの間における町長の給料月額を、伊仙町長等の給与等に関する条例第2条第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める給料月額に10分の1を乗じて得た額を減額するものでございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願い

いたします。

○議長（福留達也君）

これから、議案第22号について質疑を行います。

○6番（岡林剛也君）

議案第22号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の制定について質疑をいたします。

今回の措置は、自らペナルティーを科したということか。自戒措置ということでしょうか。また、そうであれば、町長は今回で何回目の措置になるのかお伺いします。

○町長（大久保明君）

このことに関しましては、先ほど申し上げたとおり、私は大変な責任を感じております。過去何回かということに関しましては、今急に記憶をたどっても、何回かあったことは間違いないと思いますけれども、今詳細には記憶にありませんので、今回が、確認できないんですけれども、3回目ぐらいではないかと思えますけれども、本当はもっとあったかもしれませんけれども、調べないと分かりませんので、後ほど調べて、また報告したいと思えます。

○6番（岡林剛也君）

何回か、はっきり記憶が定かでない。3回ぐらいじゃないかということですね。

10%減給4か月間、この、何といいますか、措置はどのようにして決めたのか。また、町長はこれで十分だと思っているのかお伺いします。

○町長（大久保明君）

ですから、責任は十分感じておりますし、指導力、そして、細かいところまで配慮することができなかつたことに関しましては、深く反省をしております。

このことに関しましては、いろんな事例等を参考にして、総務課のほうで、このような案を出していただきましたので、私としては、それには従うと。まだ、皆さん方が、このことに対しまして、これでは納得できないということもあるかと思えますけれども、それはまたそれで、私は6月議会等で、さらに追加が必要であるということであれば、追加していきたいとは考えております。

○6番（岡林剛也君）

町長、やっぱり何回も不祥事が起きて、そのたびに謝罪していますけれども、やはりこういうのは、ちゃんとこういうので数字で金額で出さないと、本当に心から反省しているのかどうか、これは他の人には分からない、判断のしようがないと思うんですよ。今回、総務課の案で、これぐらいにしたと。私はこれは町民は納得できないと思えますね。

また、今回の事件に限らず、今まであった過去に不祥事、過去に遡って一連の事件のてんまつを町民に説明、また謝罪する必要があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○町長（大久保明君）

今、岡林議員の話したとおり、このことは大変重大なことでありますので、今後、この20年近くを遡って全てを調査して報告し、それらの私の責任を自ら、額の問題ではなくて、町民の方々に本

当に信頼できるような形で、町の広報等、そしてあらゆることに関しまして、私は公表することは全く問題ないと考えておりますので、いつまでということでありませけれども、次の議会までには内容を公表していきたいと考えております。それが納得するかどうかは、全町民の判断に任せたいと考えております。

○6番（岡林剛也君）

分かりました。今回のこの条例案、本来であれば、去年の10月のきゅらまち観光課盗難事件の際に、町の最高責任者として、部下のこの不祥事を指導・管理監督ができていない、自らの力量不足を悔いわびて、自らにペナルティーを科し、職責を果たす決意、反省を町民にすべきであったのに、部下が自ら損失を補填し合い、町会計の穴を埋めたという事態に甘んじた上に、その部下には懲戒処分を下し、自らは何ら律せず、何事もなかったかのようにやり過ごそうとした意図が垣間見え、その後、糖業振興会の事件が発覚し、新聞報道等により広く町民に認知されるに至ったことに及んでの今回の給与減額議案であり、心からの反省というよりも、ある意味、パフォーマンス的な給与減額条例であるという疑念が拭えません。

また、何よりもこの程度の措置では町民が納得していないということを述べて、今回の議案22号は到底認められません。

以上。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございますか。

○14番（美島盛秀君）

動議。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（福留達也君）

質疑終わってから動議という形らしいですね。

どうぞ。動議をどうぞ。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町議会議長福留達也殿。発議者、伊仙町議会議員美島盛秀。同、伊仙町議会議員樺山 一。同、岡林剛也。

議案第22号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の制定に対する修正動議を提出いたします。

上記の動議を地方自治法115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出いたします。

○議長（福留達也君）

ただいま美島盛秀君から、議案第22号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の制定に関する修正動議が提出されました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 2時26分

○議長（福留達也君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本案に対して、美島盛秀君外2名から、お手元にお配りしました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とし、質疑を行います。他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第22号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第22号、伊仙町長の給与の特例に関する条例の制定を採決します。

まず、本案に対する美島盛秀君外2名から提出された修正案について、起立によって採決します。本修正案に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正決議した部分、修正決議した部分以外を除く原案について採決します。

お諮りします。修正決議した部分を除く部分については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

異議なしと認めます。したがって、修正決議した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第23号 令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）

○議長（福留達也君）

日程第6 議案第23号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第23号は、令和2年度伊仙町一般会計の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第

218条第1項の規定により提案しております。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第23号について、補足説明があればこれを許します。

○総務課長（久保 等君）

それでは、議案第23号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について補足説明をいたします。

予算書をお開きください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額75億6,153万7,000円に歳入歳出それぞれ3,540万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を75億9,694万4,000円とするものであります。

予算書4ページをご参照ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書において、まず、歳入についてご説明いたします。

10款地方交付税、補正前の額32億8,897万1,000円に、本年度交付金額の決定に伴い、2,285万8,000円を増額し、33億1,182万9,000円とするものであります。

20款諸収入、補正前の額4,985万5,000円に、糖業振興会賠償金1,254万9,000円を増額し、6,240万4,000円とするものであります。

歳入合計75億6,153万7,000円に3,540万7,000円を増額し、75億9,694万4,000円とするものであります。

次に、歳出について説明いたします。

予算書5ページをご参照ください。

2款総務費、補正前の額13億4,080万円に、地方交付金の額の確定に伴い、財政調整基金積立金2,575万8,000円を増額し、13億6,655万8,000円とするものであります。

3款民生費、補正額は発生しませんが、健康保険料率の改定に伴い、需用費から共済費へ1万3,000円の組替えを行い、21億8,744万円とするものであります。

6款農林水産業費、補正前の額8億3,702万6,000円に、弁護士裁判委託料73万円、糖業振興費の損失補償費889万5,000円、この弁護士裁判委託料73万円については、未執行で行います。合計962万5,000円を増額し、8億4,665万1,000円とするものであります。

10款教育費、補正前の額6億2,672万5,000円に、健康保険料率の改定に伴い、社会保険料2万4,000円を増額し、6億2,674万9,000円とするものであります。

歳出合計、補正前の額75億6,153万7,000円に、3,540万7,000円を増額し、75億9,694万4,000円とするものであります。

次に、予算書3ページをお開きください。

地方自治法第213条第1項の規定により、繰り越して使用できる経費として、第2表繰越明許費についてご説明いたします。

2款総務費3項戸籍住民基本台帳費、事業名、戸籍住民基本台帳諸経費638万円を追加するもので

ございます。

以上、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について補足説明をいたしました。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福留達也君）

議案第23号について質疑を行います。

○7番（牧 徳久君）

令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）について質疑を行います。

先ほど議案第21号で訴え等の提起の議案がございまして、これ否決されたわけですが、今後、民事裁判はこの否決で、刑事告訴等はできるのか、できないのか、考えているのか、また考えていないのか、お伺いしてみたいと思います。

○総務課長（久保 等君）

本人の自首と申しますか、それで出頭しているわけですので、刑事については、訴訟を起こさないとはいけないものだろうと考えております。

○7番（牧 徳久君）

損失補償費が、この予算の中でも計上されておりますが、多額の経費が今後JA等に拠出するものと思われませんが、これをしないことで、今後、国の補助金が来年度辺りからつかないとか、また、この件に関して農家に、徳之島含めて伊仙町では、さとうきびが基幹産業でございまして、第一の産業であります。これについて影響が出てこないのか。また、今後、来年度、再来年度と、この基金事業辺りは国庫事業が大丈夫なのか、お伺いしてみたいと思います。

○経済課長（仲島正敏君）

ただいまの議員の質問にお答えをいたします。

この事業は、3月でやはりきれいに精算というか、解決ができなければ、そのような事務処理ができない団体に対しての国庫補助等につきましては、国のほうの裁量というのはあるかと思えますけれども、そういう団体に対して補助というのはどうかなということが出てくる可能性があると思えます。

○7番（牧 徳久君）

ぜひ今後は最大限努力して、この予算、いろいろ否決される可能性もありますが、今後は農家に、この不祥事のわたる関係で、今後の農家経営に損失が出ないように、影響が出ないように、町として糖業振興会としてもですが、町として最大限の努力をする必要があると思われまして、ぜひこの件に関しては、島の基幹産業を守るために、一生懸命経済課一丸となって、役場一丸となって、農家のために頑張ってくださいと思います。

以上です。

○議長（福留達也君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

質疑なしと認めます。

これから、議案第23号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（福留達也君）

討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから、議案第23号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（福留達也君）

起立少数です。したがって、議案第23号、令和2年度伊仙町一般会計補正予算（第8号）は否決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和3年第2回伊仙町臨時議会を閉会します。どうもお疲れさまでした。

閉 会 午後 2時39分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 福 留 達 也

伊仙町議会議員 牧 徳 久

伊仙町議会議員 上 木 千恵造